

ワクチン接種証明書（書面）が新しくなりました

概要

ワクチン接種証明書は12月20日からデジタル化されました。

スマートフォン上の専用アプリから申請できるようになり(注1)、スマートフォン上で二次元コード付き接種証明書（電子版）が発行されます。

書面によるワクチン接種証明書についても、引き続き申請できます。偽造防止の観点から、証明書には二次元コードが記載されます。

(注1) スマートフォン上での申請にあたり、マイナンバーカードによる本人確認が必要となります。専用アプリの詳しい取得方法等はデジタル庁ホームページ等で追って周知します。

【ワクチン接種証明書（書面）申請に関する変更点】

- ◆ 従来の海外用に加えて、日本国内での利用を想定した日本国内用の接種証明書も申請できるようになります。(注2)
- ◆ 書面の接種証明書の発行をご希望の方は、日本国内用と海外用の2種類から選択できます。ご希望の証明書により、申請に必要な書類が異なります。

(注2) **日本国内では、接種済証や接種記録書も従来どおりご利用できます。**

申請に必要な書類 (日本国内用)	申請に必要な書類 (海外用及び日本国内用)
<p>①申請書 ②本人確認書類の写し (住所・氏名・生年月日が記載されたもの) ③「予診のみ」券の写し ④予防接種済証または接種記録書の写し ⑤切手貼付及び住所が記載された返信用封筒</p> <p>※代理人による請求の場合は上記に加え、委任状と代理人の本人確認書類も必要</p>	<p>左記①から⑤の書類 及び 有効な旅券の写し</p> <p>※代理人による請求の場合は上記に加え、委任状と代理人の本人確認書類も必要</p>

※海外用証明書をご希望の場合は、日本国内用の証明書も併せて発行されます。

